

岡ス協発第 244 号
令和2年 7月 14日

加盟団体代表者 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会
事務局長 久本 洋士
(公 印 省 略)

7月10日以降における都道府県の対応について

平素から、本会諸事業の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本スポーツ協会を通じ、スポーツ庁から周知依頼がありましたのでお送りいたします。

つきましては、関係各所にご周知いただきご協力くださいますようお願いいたします。

記

以下スポーツ庁からのメール内容

◆<事務連絡> 7月10日以降における都道府県の対応について

令和2年5月26日にスポーツ庁政策課名でお送りいたしました事務連絡「5月25日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」及び解除後の催物等に関する対応等について」においては、6月1日、6月19日、7月10日の3つのステップの移行期間から、感染の状況等を確認しつつ、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等を段階的に緩和する方針が示された旨、お知らせしていたところです。

- ・5月25日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」及び解除後の催物等に関する対応等について（令和2年5月26日付け 各スポーツ団体等宛 スポーツ庁政策課 事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20200528-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

- ・5月25日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」及び解除後の催物等に関する対応等について（令和2年5月26日付け都道府県等宛 スポーツ庁政策課 事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20200528-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

このことに関して、今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室より、以下 URL に掲載のとおり、7月10日以降については、先に示していた段階的緩和の方針の通りとする旨を改めて周知するとともに、その際の留意点を整理した事務連絡が、各都道府県知事及び各府省長宛に送られているところですので、周知をさせていただきます。

- ・ 7月10日以降の都道府県の対応について（令和2年7月8日付け各都道府県知事及び各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf